

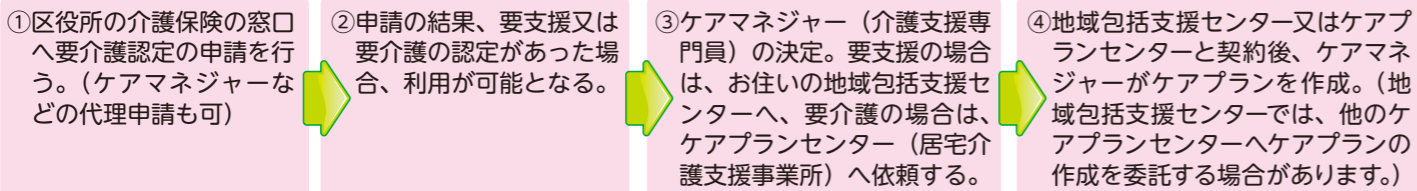
デイサービスについて



デイサービスとは

- 要介護・要支援認定を受けた方に、自宅での生活を続けることができるように、社会的孤立感の解消、高齢者同士の交流、心身機能の維持及び家族の介護負担の軽減を図ることを目的として、食事や入浴、機能訓練などが日帰りで提供されるサービスです。

デイサービスを利用するまでの流れ



デイサービス事業所と契約し、サービス利用開始。

デイサービスについて

- 自宅から事業所まで自動車等での送迎があります。
- 自宅にお住まいの方が利用するサービスのため、入院中又は介護保険施設等に入所した場合は、利用できません。

デイサービスの主なサービス内容 (詳細は、ケアマネジャーやデイサービス事業所にお問い合わせください)

受けられるサービス

- ア 入浴** 身体の状態にあわせて、介助や見守りが行われます。
- イ 食事** 通常、1日利用される場合は、食事が提供されます。必要に応じて食事介助などが行われます。
- ウ 機能訓練** 日常生活動作の維持や向上を目的として、体操、歩行訓練、マシントレーニングなどが行われます。
- エ レクリエーション** 認知機能や身体機能の維持や向上を目的として、個人やグループで行い、体を動かしたり仲間と楽しんだりします。ゲーム・体操・脳トレ・囲碁・将棋・カラオケなど種類はさまざまです。

費用（自己負担額）

- 自己負担額の割合は、原則1割です。(一定以上の所得がある場合は、割合が2割または3割になります。)
- 1か月に利用できる限度額が介護度によって異なります。限度額を超えた場合は、全額自己負担となります。

費用例 (要介護の場合)

(通常規模の事業所で、1回あたり7時間以上8時間未満の場合)

内 容	サービス費用 (10割)	利用者負担 (1割の場合)
要介護1～要介護5	7,021円～12,242円	703円～1,225円
個別機能訓練 (I) イ	600円	60円
個別機能訓練 (II)	214円	22円
加 入浴介助 (I)	428円	43円
算 入浴介助 (II)	589円	59円
□腔機能向上 (I) (※)	1,608円	161円
□腔機能向上 (II) (※)	1,715円	172円

※月2回まで

◎送迎の費用は含まれています。このほか、食費、おむつ代などの負担があります。

※詳細は、デイサービス事業所へお問い合わせください。



デイサービス事業所の探し方

デイサービスを利用するには、担当ケアマネジャーに、担当のケアマネジャーがいない場合は、ケアプランセンターと契約のうえ、利用について相談することができます。

また、自分で探す場合は、地域包括支援センターに相談する方法、区役所等で配布されるデイサービス事業所のリスト又は「ハートページ」(介護保険の仕組みや介護保険サービス事業者情報が載っています。ご希望があれば、当センターから郵送することも可能)で探す方法、インターネットを利用し、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」で検索する方法などがあります。

さらに、実際にデイサービスを利用している人たちの口コミを参考にして探す方法などがあります。

デイサービス事業所を選ぶポイント

デイサービス事業所をどう選べばよいか、悩んだり、迷ったりされると思います。下記の項目は、あくまで参考としてとらえていただき、最終的には介護保険サービスを利用される本人や家族がご判断ください。



- サービス内容(入浴、食事、レクリエーションなど)が本人や家族の希望する目的と合っている
- 利用する曜日や時間が希望と合っている
- 送迎に関して、順番、所要時間、方法などきちんと説明してくれる
- 本人や家族が事業所を見学する
- 見学に行った時、利用者が楽しく過ごしている、職員が挨拶してくれる
- 事業所の相談員がサービス内容・利用料などきちんと説明してくれる
- 事故などの緊急時の対応(連絡先・方法、職員の役割、マニュアルの整備など)が整っている

相談事例

デイサービスにかかる一般相談の事例を2例紹介します。なお、相談者や利用者のプライバシーに配慮するとともに、事業所等が特定されないよう内容を一部加工・修正しています。

事例 1

デイサービスを利用している方から、「送迎について、乗る人数や道順が毎回違うので、家に着く時間がまちまちになる。介護保険では人数や時間を決めるルールはないのか」との相談。



デイサービスの送迎は、利用される方の状況等を考慮した上で、その日の利用者数や車両数、道順等でルートを決めているので、毎回同じにならない場合が多く、介護保険でのルールはありません。ただし、時間を決めた送迎が必要な方は、ケアマネジャーとデイサービス事業所に相談の上、時間を定める場合がありますと説明し、相談者は了解されました。

事例 2

要支援2の認定を受けて、デイサービスを利用している方から、「エアロバイク等の訓練を週2回受けている。別のデイサービスを利用して違う訓練も受けたいとケアマネジャーに伝えると、できないと言われた。介護保険のルールはどうなっているのか」との相談。



要支援の認定を受けている方は、1か所のデイサービスを1か月定額で利用することになっているため、複数のデイサービスは利用できないことを説明し、相談者は了解されました。